

「平成 25 年度以降の長野県森林づくり県民税(案)」を公表します

平成 20 年度に導入した「長野県森林づくり県民税(森林税)」の課税期間が本年度末で終了するにあたり、森林税の今後の方向性について、様々な皆様にご検討をいただいたところです。

これらの検討内容を踏まえ、平成 25 年度以降も森林税を継続し、引き続き県民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、県独自の財源により緊急に行う必要のある森林づくりに関する施策を推進するため、平成 25 年度以降の森林税(案)を公表し、パブリックコメントにより広く県民の皆様のご意見をお伺いします。

1 平成 25 年度以降の長野県森林づくり県民税(案)

案の要点は別紙 1 のとおりです。

案の本文及び概要版は、下記の方法によりご覧いただけます。

(1) 長野県ホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/01kikaku/minna/ikenbosyu/index.htm>

(長野県ホームページトップ パブリックコメント(画面右側)からもアクセスできます)

(2) 行政情報センター(県庁西庁舎 1 階)、地方事務所の行政情報コーナー、県庁森林政策課及び地方事務所林務課でもご覧いただけます。

2 パブリックコメントの実施

平成 24 年 8 月 6 日(月)から平成 24 年 9 月 5 日(水)まで実施します。

パブリックコメントの詳細については別紙 2 をご覧ください。

[参考] 県民説明会の開催

8 月 6 日(月)から 8 月 10 日(金)にかけて、県内 10 会場において、平成 25 年度以降の森林税の内容についてご説明し、ご意見をお聞きします。

日時と会場については、8 月 3 日付けのプレスリリースをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/10press/press12080301.pdf> (28KB/1 ページ)

林務部 森林政策課 企画係
(課長)有賀 秀敏 (担当)春日 嘉広、上野 亮介
電話：026-235-7261(直通)
026-232-0111(代表)内線 3214
FAX：026-234-0330
E-mail：rinsei@pref.nagano.lg.jp

平成 25 年度以降の長野県森林づくり県民税(案)の要点

現行の森林税の仕組み

- 【**根拠**】 長野県森林づくり県民税条例（長野県条例第 58 号）
- 【**目的**】 森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、広く県民の理解と協力を得ながら、間伐等の森林づくりを集中的に実施
- 【**使途**】 ・手入れの遅れている里山での間伐の推進 ・地域固有の課題に対応した森林づくりの推進
・県民や企業の森林づくりへの参加等の促進
- 【**課税方式**】 個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式
- 【**超過税額**】 （個人）年額 500 円 （法人）均等割額の 5% 税収規模約 6.8 億円
- 【**実施期間**】 平成 20 年 4 月 1 日から 5 年間

現行の森林税の実績

- 【**税収額と執行額**】 これまでの 4 年間で約 25 億 1 千万円の税収があり、24 億 7 千万円を事業に活用
- 【**使途別の執行額**】 ・手入れの遅れている里山での間伐の推進 (77%)
・地域固有の課題に対応した森林づくりの推進 (20%)
・県民や企業の森林づくりへの参加等の促進 (3%)

主な事業実績	H20	H21	H22	H23	H24(計画)	実績見込み
みんなで支える里山整備事業(ha)	1,761	3,341	5,446	6,007	6,000	22,555
地域で進める里山集約化事業(人)	3,056	3,634	5,013	2,506	1,500	15,709
森林づくり推進支援金(支援件数)	148	156	139	142	150	735
森林の里親促進事業(契約件数)	12	13	11	13	14	63
木育推進事業(支援件数)	21	25	26	23	24	119

現行の森林税の今後のあり方の検討と成果の検証と

【**みんなで支える森林づくり県民会議・地域会議**】

- ・里山の間伐、集約化、人材育成等の取組が着実に進んだことは大きな成果
- ・継続的な里山の間伐の推進とともに、これと一体的に進める木材利用の取組の拡大が必要
- ・新たに小規模施設の木造化・木質化、野生鳥獣被害対策への対応が必要

【**長野県地方税制研究会**】

- ・切捨間伐支援から搬出間伐支援へと方針転換が必要
- ・森林づくり推進支援金における県の説明責任を明確化すべき
- ・新たに水源林の保全対策へと事業内容・事業実施地域の拡大が必要

【**県民等アンケート調査**】

- ・森林税の主な使途である間伐を最も大切な取組であると評価
- ・回答者の約 8 割が森林税継続に賛成、継続する場合に現行の税額・期間が適当とする者が最多
- ・新たに「木材の利用拡大」、「林業の基盤整備」等への取組が必要

森林税導入後の状況の変化

【**本県の森林・林業の状況**】

- ・森林の高齢化が進行し、民有林の人工林の約半数が 46～55 年生に集中するなど、今後 5～10 年のうちに緊急的に間伐が必要であり、手入れを先送りできない状況
- ・林業就業者数減少、木材価格低迷など林業・木材産業は引き続き厳しい状況であり、国内外の木材需給構造が大きく変化し、国の森林・林業施策も大幅に転換
- ・水源林の保全対策、災害に強い森林づくり、木質バイオマスエネルギーの利用拡大等に対する期待の高まり

【**本県の財政状況**】

- ・基金残高が残りあとわずか、義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な財政構造
- ・「長野県行政・財政改革方針」における様々な取組に加え、追加的な収支改善策を実施
- ・計画的な間伐のため、効率的な事業実施、国庫補助金の確保のほか、県独自の財源確保が引き続き必要

平成25年度以降の長野県森林づくり県民税（案）

基本目標

県民生活を土砂災害等から守り、水源林を保全するために里山の森林整備を推進します
あたりまえに木のある暮らしを創造するために間伐材の利活用を促進し、持続可能な森林づくりの仕組みを構築します

仕組み 現行の森林税と同様

【超過税額】（個人）年額 500 円 （法人）均等割額の 5% 税込規模約 6.5 億円

【実施期間】平成 25 年 4 月 1 日から 5 年間（ 5 年間の延長）

重点項目（現行から継続する視点, 新たに見直す視点）

[ポイント1] 間伐による水源涵養、土砂災害防止等の機能の高度発揮（継続・見直し）

県内には依然として、今後 5 年から 10 年のうちに間伐を緊急に必要とする手入れの遅れた里山が多く存在し、引き続き継続的な間伐の取組が必要な状況です。

しかしながら、里山では国の施策を活用した間伐が困難な状況であることから、引き続き県独自の施策として里山の間伐を実施し、水源の涵養、土砂災害の防止といった機能の高度発揮が求められる森林など、緊急に手入れが必要な里山 15,000ha の整備を目標に間伐を実施します。

[ポイント2] 間伐材の利活用等による持続可能な森林づくりの推進

・間伐材の利活用の促進（継続・拡充） ・間伐材の搬出の促進（新規）

現行の森林税では、間伐材の搬出を対象としていませんでしたが、このように切捨間伐のみでは、自立的な森林づくりや林業の活性化につながらず、永続的に森林税による支援が必要となるおそれがあります。

また、これまで利用が進まず切り捨てられていた里山の間伐材を搬出し、様々な用途での需要を創出して利活用を促進することは、喫緊の課題である再生可能な自然エネルギーである木質バイオマス利用の拡大や、広く県民の皆様が森林税の効果を実感していただくことにつながります。

このため、里山の間伐、間伐材の搬出と利活用の促進、森林づくりを主導する地域リーダーの育成等を一体的に進め、県内各地の特色を活かした持続可能な森林づくりのモデルを構築します。

[ポイント3] 水源林の保全対策（新規）

近年の外国資本による森林買収に端を発する水源林の保全に対する関心の高まりを踏まえ、従来からの森林整備による水源涵養に加え、県民共通の財産である水源林の保全対策として、市町村が公的管理をするために水源林の取得をする際の経費等について新たに支援します。

[ポイント4] 森林づくり推進支援金の使途の限定（継続・見直し）

地域の実情や住民のニーズを熟知する市町村が行うきめ細かな森林づくりの支援については、県の説明責任を果たす意味から、森林・林業施策との関連性がより明確となるよう事業メニューを限定します。

（新たに、ポイント3の水源林の取得に要する経費を支援対象に加え。）

メニューの見直しに加え、支援金の配分基準や選定方法について、県民税の超過課税の趣旨を踏まえ、県のチェック体制を強化します。

平成 25 年度以降の長野県森林づくり県民税に関する パブリックコメントの実施について

森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくために平成 20 年度に導入した「長野県森林づくり県民税（森林税）」は、課税期間の最終年度となる本年度までの間に、手入れの遅れた里山の間伐を中心とした森林づくりの取組に活用され、着実な成果を挙げてきました。

一方で、県内には依然として手入れが必要な里山が存在し、継続的な間伐の取組が必要であることに加え、間伐材の搬出や利活用の促進、森林づくりを主導する地域リーダーの育成等を通して、県内各地の特色を活かした持続可能な森林づくりのモデルを構築すること、県民共通の財産である水源林の保全対策等が喫緊の課題となっています。

これらの状況を踏まえ、平成 25 年度以降も県民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、森林税を継続し、県独自の財源により緊急に行う必要のある森林づくりに関する施策を推進するため、平成 25 年度以降の森林税について、県民の皆様からのご意見を募集します。

【案の主なポイント】

[平成 25 年度以降の森林税の仕組み]

現行の長野県森林づくり県民税と同様です

[超過税額] (個人) 年額 500 円 (法人) 均等割額の 5%

[実施期間] 平成 25 年 4 月 1 日から 5 年間 (5 年間の延長)

[平成 25 年度以降の森林税の重点項目(現行制度から継続または新たに見直す主な視点)]

< 継続・見直し > 間伐による水源涵養、土砂災害防止等の機能の高度発揮

< 継続・拡 充 > 間伐材の利活用の促進

< 新 規 > 間伐材の搬出の促進

< 新 規 > 水源林の保全対策 (市町村による水源林の取得経費等への支援)

< 継続・見直し > 森林づくり推進支援金の用途の限定

- 1 募集事項 「平成 25 年度以降の長野県森林づくり県民税 (案)」に対するご意見
- 2 募集期間 平成 24 年 8 月 6 日 (月) から平成 24 年 9 月 5 日 (水) まで
- 3 公表資料 平成 25 年度以降の長野県森林づくり県民税 (案)
- 4 公表資料の閲覧方法
長野県ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/01kikaku/minna/ikenbosyu/index.htm>
(長野県ホームページトップ パブリックコメント (画面右側) からアクセスできます)
また、行政情報センター (県庁西庁舎 1 階) 地方事務所の行政情報コーナー、県庁森林政策課及び地方事務所林務課でもご覧いただけます。
- 5 ご意見の提出方法
上記長野県ホームページの入力フォームをご利用いただくか、任意の様式 (参考様式...別添のとおり) にて表題を「平成 25 年度以降の長野県森林づくり県民税 (案) への意見」とし、ご意見を記入の上、郵送または F A X によりお送りください。
- 6 ご意見の提出先
長野県林務部森林政策課企画係 あて
[郵 送] 〒380-8570 (県庁専用番号・住所記載不要) [F A X] 026-234-0330
- 7 その他
 - ・ 電話及び口頭でのご意見には対応できませんので、ご了承ください。
 - ・ お寄せいただいたご意見につきましては、ご意見の内容と県の考え方を公表させていただく予定です。なお、ご意見を提出いただいた方への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

「平成 25 年度以降の長野県森林づくり県民税（案）」に対する意見

差し支えない範囲でご記入ください。

〒
住 所 _____

電話番号 _____

お名前 _____ 年 齢 _____ 歳 代

ご意見の内容について確認を行いたい場合や、意見がどの地域から寄せられている
ものが参考とさせていただくものであり、他の目的に利用することはありません。

ご 意 見

長野県庁 林務部 森林政策課 企画係

【記入票送付先】郵 送 〒380 - 8570 (県庁専用番号・住所記載不要)

F A X 026 - 234 - 0330

【問い合わせ先】T E L 026 - 235 - 7261